

第24号議案

豊後大野市消防団条例の一部改正について

豊後大野市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月27日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

消防団員の処遇を改善するため、団員報酬の額の増額等をしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市消防団条例の一部を改正する条例

豊後大野市消防団条例(平成17年豊後大野市条例第246号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「には」を「に支給する報酬の額は」に、「の報酬を支給する」を「とする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 年度の中途において新たに任命され、若しくは昇任若しくは降任により報酬額に異動を生じ、又は退職し、失職し、若しくは死亡したときの団員に支給する報酬の額は、月割りにより計算した額とする。

第15条に次の1項を加える。

3 報酬の支給日は、12月15日以後の日のうち規則で定める日とする。

第16条第4項中「報酬及び費用弁償条例」を「豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年豊後大野市条例第50号)」に改める。

別表第1副分団長の項中「38,000円」を「40,000円」に改め、同表班長の項中「26,000円」を「37,000円」に改め、同表団員の項中「22,000円」を「36,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の報酬から適用し、同日前の報酬については、なお従前の例による。